

5 茅情個審査答申第 1 号
令和 5 年 7 月 2 1 日

諮問番号 5 茅行総第 3 4 号
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光
事件名 4 茅建指第 1 5 7 号行政文書一部公開決定処分取消請求事件

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 結論

茅ヶ崎市長が、令和 4 年 1 1 月 2 5 日付け行政文書の公開請求に対し、同年 1 2 月 9 日付け 4 茅建指第 1 5 7 号で行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 令和 4 年 1 1 月 2 5 日、審査請求人は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「茅ヶ崎市内特定地番の土地（特定法人所有）に関し、同所特定地番、同所特定地番及び同所特定地番の土地が、建築基準法第 4 2 条第 2 項に定める道路（いわゆる二項道路）の該当性につき、特定法人が提出した文書及び御庁において作成された文書の全て」について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年 1 2 月 7 日、実施機関は、審査請求人に確認し、本件公開請求の対象文書について、「特定日付撮影の航空写真と特定日付の決裁文書（以下「本件請求文書」という。）」を特定した。
- 3 同月 9 日、実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求文書のうち、特定日付の決裁文書（以下「本件決裁文書」という。）について、聴き取り対象者の氏名、住所及び発言に係る部分並びに当該文書に記載のあるその他の個人名が、条例第 5 条第 1 号に該当するとして、一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 令和 5 年 2 月 2 7 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の全部を公開するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 茅ヶ崎市内特定地番の土地に関し、同所特定地番、同所特定地番及び同所特定地番の土地が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項のいわゆる二項道路に該当すると考えられるが、建築指導課の回答書においてこれと異なる旨の認定がされており、その理由も事実の誤認に基づく可能性が大きく、審査請求人はこのような結論の齟齬について検証する必要がある。

よって、一部非公開とされた文書につき、全て公開されることが不可欠である。

イ 当時の居住者が、特定地番の土地から審査請求人が二項道路としての相談をした「特定地番、特定地番及び特定地番」に相当する土地を生活道路として使用していたことは容易に推認が可能である。

それにもかかわらず、建築指導課においては、「相談内容 特定地番、特定地番及び特定地番の土地」等として、審査請求人の相談内容を取り違えているものである。

その検証のためには建築指導課が作成した文書につき、詳細に検証する必要があるものであり、本件決裁文書の全部公開が必要不可欠である。

ウ 本件決裁文書は、「法第42条第2項の要件がないものとする」との結論に関し、その理由となるべき部分が非公開とされているが、結論についての基礎となる根拠であることから、原則として全て公開されなければならない。

エ 特定日付の「特定地名私道路 法第42条二項道路聞き取り 聞き取り担当者：星、谷田部」と題する文書においては、その大半が非公開であるが、この文書は、建築指導課がいわゆる二項道路に該当しないとの結論を導いた際の重要な根拠となる聴き取り調査であるから、その内容は極めて重要であり、憲法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の理念からして公開されるべきである。

本件のように非公開とされた場合には、審査請求人は行政庁の判断が正しいか否かの検証をする手段が全くないことに等しい。

2 実施機関の主張

(1) 聴き取り対象者氏名及び住所並びに個人名について

聴き取り対象者氏名及び住所並びに個人名については、条例第5条第1号の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当することから非公開としたものである。

(2) 聴き取り調査の発言に係る部分について

ア 聴き取り対象者個人の発言は、聴き取り内容単独では個人が特定されないが、当該土地周辺地図や登記情報と照合することで、当該発言をした個人が識別される可能性があるため、当該部分は条例第5条第1号の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

イ 仮に、聴き取り対象者の発言からは特定の個人が識別され得ないとしても、聴き取り対象者の発言の内容からは、個人の生活に係る情報が分かり、これを明らかにした場合、個人のプライバシーに関わる情報で個人の権利利益を害するおそれがある。そのため、条例第5条第1号の「特定の個人は識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

ウ なお、本件処分時は、聴き取り対象者の発言部分は「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるとして非公開としたものであるが、本件審査請求に際して改めて検討したところ、現在の実施機関の主張は上記のとおりである。

(3) 法人の名称、代表者名及び法人の住所並びに代理人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び印影に関する部分について

ア 本件請求文書中、上申書や相談記録の中に記載されている法人の名称、代表者名及び法人の住所並びに代理人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び印影に関する部分が明らかになると、当該法人が実施機関に対し、当該土地に関する相談、交渉をしている事実が、第三者に対しても公開されることとなる。

こうした事実は、当該法人の営業活動上の利益に関する情報であり、実施機関として積極的に公にすべきものではなく、仮に公開とした場合、当該土地を所有する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法人の名称、代表者名及び法人の住所並びに代理人の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び印影に関する部分は、条例第5条第2号の「法人に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため非公開としたものである。

イ なお、本件処分の決定通知書中「公開することのできない部分及び理由」欄には、上記の内容の記載はないが、本件処分時に当該部分を非公開とした理由は以上のとおりである。

よって、上記(1)(2)(3)のいずれについても、条例第5条第1号又は同条第2号に該当するため、非公開としたものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件請求文書について

審査請求人は、本件請求文書について、本件公開請求を行った。

実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求文書を特定し、条例が規定する非公開情報に該当する箇所があるとして本件処分を行ったところ、審査請求人は、非公開情報に該当しないとして本件処分の取消しを求めている。

これに対し、実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、当該非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、「個人に関する情報…(略)…であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定する。

当審査会が本件請求文書を見分したところ、本件処分において非公開とされた部分には、個人名、住所、生年月日、印影、家屋番号、土地の利用状況及び聴き取り調査における対象者の発言内容等が記載されていた。

これらの情報は、公にされた場合、特定の個人が識別されるものと認められる。

他方、同号ただし書きアからエまでに該当する事情も認められない。よって、実施機関が非公開とした部分は、条例第5条第1号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当である。

3 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定する。

当審査会が本件請求文書を見分したところ、本件処分において非公開とされた部分には、法人名、代表取締役名、法人住所、法人所有の土地の地番、代理人名、代理人住所、代理人電話番号、代理人ファックス番号及び代理人印影が記載されていた。

これらの情報は、公にされた場合、当該法人の資産に関する情報や営業活動の内容が公になり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、実施機関が非公開とした部分は、条例第5条第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右する

ものではない。

以上のことから、本件請求文書について、実施機関が行った本件処分は妥当である、と判断した。

第5 審査会の処理経過

令和	5年	4月19日	諮問受理
令和	5年	5月31日	審議（令和5年度第1回審査会）
令和	5年	7月10日	審議（令和5年度第2回審査会）
令和	5年	7月21日	答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

熊澤 弘司

原口 佳誠

福島 利宗